

保 存 版

警報発令における臨時措置について

貝塚市に下記の①・②・③・④のうちどれかひとつが発令された場合は、次のような措置といたします。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

- ① 【暴風警報】が発令
- ② 【レベル3大雨警報】と【暴風警報】が発令
- ③ 【レベル4大雨危険警報】や【レベル5大雨特別警報】が発令
- ④ 【レベル5氾濫特別警報】【レベル5土砂災害特別警報】【レベル5高潮特別警報】

1、午前7時に上の①②③④のような【警報】がひとつでも発令されている場合、幼稚園は休園になります。

その後、警報が解除されても幼稚園は休園です。

ただし、土砂災害は、平野部にある本園では通常通りの保育を行います。

2、登園後に警報が発令された場合は、原則として降園となりますが、天候の状況に応じて tetoru 連絡アプリやホームページで連絡します。

※テレビやラジオ、インターネット、防災アプリ等の気象情報を参考にしてください。

なお、「貝塚市 警報」で検索すると気象庁のホームページでも確認することができます。

☆津波警報・大津波警報について

・保育中に地震・大津波警報が発令された場合は、西小学校3階へ避難することがあります。